

団体名：札幌東部民主商工会、室蘭民主商工会

回答日：平成30年12月20日

## 要望書（回答）

- 1 小規模基本法を生かした小規模企業振興基本条例を制定し、小零細業者を含めた委員による審議会を設置すること。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

小規模業者を含めた中小企業が地域経済の発展に重要な役割を果たしているという事実に鑑み、本市では平成25年4月に苫小牧市中小企業振興条例を施行しております。条例制定後は「苫小牧市中小企業振興審議会」を設置し、有識者・支援団体職員や小規模企業の経営者等を委員として迎え、小規模業者を含めた中小企業者の課題解決に向けた具体的な支援方法の検討など、様々な角度から議論していただいております。また、平成30年4月に策定した「苫小牧市中小企業振興計画」では、本計画の範囲に「小規模業者も対象に含め、併せて振興に取り組む」事を明記し、その振興に取り組んでおります。

- 2 小規模事業者登録制度など、地元の小零細業者への仕事起こしや予算を増やす取り組みを進めること。

【回答】（財政部契約課 担当）

小規模事業者登録制度につきまして、登録資格の認定方法、契約内容の履行の確保など、適正な制度の運営方法を整備する必要があり、また、地元小規模零細業者の把握、既存の登録業者への影響など多方面の検討が必要であるため、直ちに実施することは難しいと考えております。

地元企業の優先活用等を定めた苫小牧市公契約基本方針に基づいて地元企業の受注機会の拡大に努めてきたところであり、今後も継続してまいりたいと考えております。

- 3 中小商工業者の声を反映させ、住宅リフォームや商店リニューアルへの助成制度を創設・拡充すること。

【回答】（都市建設部建築指導課 担当）

苫小牧市では、平成14年度から住宅耐震・リフォーム支援事業を行っており

ます。この事業は、住宅のリフォームに必要な資金を金融機関から融資を受けた市民に対し、その利子の一部を上限 1.5%まで利子補給金として補助するものです。融資限度額は、耐震改修工事を伴うものが 650 万円まで、耐震改修工事を伴わないものが 500 万円までとなっております。

次年度につきましても事業の継続を検討してまいります。

(産業経済部商業振興課 担当)

商店のリニューアルについては、商店街振興という観点から、各個店が店舗の魅力向上や来店者の増加につながるような店舗の改装を行った場合、必要な費用の一部を補助する「店舗改装費補助事業」を平成 28 年度からを実施し、利用いただいているところです。今後につきましても、利用者のニーズに見合った制度を提供できるよう、取り組んでまいります。

#### 4 中小業者の創業や資金繰り、事業承継の要求にこたえる施策を充実させるとともに、中小業者の事業承継のための融資制度や利子補給制度を創設すること。

【回答】(産業経済部商業振興課 担当)

中小企業者の創業につきましては、平成 27 年度より創業希望者を対象とした「苫小牧市創業サポート事業」を実施しており、商工会議所・男女平等参画推進センターと協力し年間 4 クール、セミナーを開催しております。セミナー受講者には年度内の創業を条件に、最大 30 万円の補助金制度を設けており、商工会議所のサポートと併せて創業者の支援を行っております。

中小企業者のための資金繰りについては、市融資制度を整備しており市内金融機関との協調融資によって、資金提供の円滑化を図っております。本制度では融資対象、融資枠、信用保証などの融資条件を中小企業者に有利に設定し、公的資金としての役割を果たしております。

中小企業者の事業承継については、平成 30 年 2 月、融資制度要綱の一部変更を行い、「小規模企業経営改善資金」及び「中小企業振興資金」において事業承継に係る目的で利用可能としております。また、中小企業振興審議会でも事業承継の重要性を認識し議論のテーマとしているところであり、その議論を踏まえて、市も関係団体と連携・協力し事業承継の円滑化を図れるよう検討しているところです。

利子補給については現在市では実施しておりませんが、小規模企業者の負担軽

減を図るため、小規模企業経営改善資金を借入れる際の借入債務を保証する信用保証料の一部を市が補給しているところです。

## 5 小企業家族経営の実態調査を行うこと。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

実態調査につきましては、平成 28 年度に小規模企業者を対象に含めた「苫小牧市中小企業実態調査」を実施し、その結果を踏まえ今年度、中小企業振興計画を策定したところです。

また、本計画においても「小規模企業者も対象に含め、併せて振興に取り組む」事を明記しており、今後も小企業家族経営者を含む小規模企業者の振興に努めてまいります。

## 6 国民健康保険の都道府県化に反対すること。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

加入者に高齢者が多く、保険税収入は少ないが医療費は高いことや加入者の少ない小規模保険者が多いなど、国民健康保険が抱える構造的な問題を解決するために、国民健康保険の都道府県化が開始となりました。

国民皆保険制度の根幹をなす国保制度をより安定的に運営するために、財政規模を北海道全体に広げ、医療費の急増による負担増加や自治体間による所得の不均衡を北海道内で補い合う制度であることを御理解ください。

## 7 生存権を脅かす強権的な徴収はやめること。納付には徴収の猶予・換価の猶予等を積極的に取り組み、国保税を引き下げ、短期保険証や資格証明書の発行を中止するとともに、減免申請を積極的に認めること。

【回答】（市民生活部国保課 担当）

今後も納税意識の希薄な滞納者に対しては、法律に基づき適正な滞納整理を進めていくことで、税負担の公平性を確保してまいりたいと考えております。

その上で、北海道胆振東部地震による被災者や倒産などやむを得ない事情によ

り収入が激減する方もおられますので、御相談を受けた上で、条件に当てはまれば、減免や徴収猶予の制度を活用してまいります。

また、短期証や資格証の発行数を減少できるよう、対象者と積極的に接触を図るなど努めているところです。なお、短期証や資格証は納期限内に納付されている方との公平性を図るものであり、発行すること自体を目的としているものではないことを御理解ください。

税は、まずは納期限内に納付していただくことが原則でございます。止むを得ない事情で納付困難となった際においては、まずは相談をしていただき、その原因を書類等で確認させていただいた上で、減免等諸制度を視野に入れた具体的な納付計画を立て、滞納解消を図っていただきますことを、貴会会員にも周知していただけると幸いです。

- 8 国民にとってメリットもなく中小業者に重い罰則で管理実務と責任を押し付けるマイナンバー制度は中止・廃止するよう国に要望し、利用拡大に反対すること。

【回答】（総務部マイナンバー主幹 担当）

民間企業におけるマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の取扱いにおいて、過失による情報漏えいについては罰則の対象となりませんが、企業の信用失墜や賠償責任が発生する可能性もあることから、個人情報保護委員会が策定する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき適切に管理する必要があります。

マイナンバー制度導入による効果といたしましては、行政機関間の情報連携により行政手続きが簡素化されるなど、徐々にその効果が実感できるものと考えております。なお、市では、マイナンバーを取扱う民間事業者へ十分な支援を講ずるよう全国市長会を通じて国に対し要請しているところでございますので、御理解願います。

9 公契約条例を制定し、設計労務単価や消費税分、社会保険料等が、工事に参加する全ての業者にいきわたるようにすること。

【回答】（財政部契約課 担当）

本市では、平成 24 年 4 月に公契約条例に代えて苫小牧市公契約基本方針を策定しており、この基本方針に基づき、市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定を通じて、受注者の適正利益の確保を図っています。

また、契約締結時には、受注者に対し、設計労務単価は社会保険料相当額を反映していることを説明し、下請契約を締結する際には法定福利費相当額を適切に含むことや下請業者を含む労働者に適切な水準の賃金を支払うよう要請するなど労働者の処遇改善を図っています。

消費税については、今年度から下請契約や資材購入等において、適切に上乗せした価格での契約締結を求める文書を契約締結時に配布しております。平成 31 年 10 月 1 日からの 10%への引上げも見据え、元請負人と下請負人の間で交わされる下請契約等について、転嫁拒否等の行為を行わないなど適切な対応を求めていると考えております。

10 地域生活環境を悪化させギャンブル依存症を増やすなど、青少年教育にも弊害がある IR 誘致に反対の声を上げること。

【回答】（総合政策部国際リゾート戦略室 担当）

IR 誘致へのチャレンジは、人口減少時代を迎え、経済規模が小さくなる中で、将来における新たな産業のひとつとして、雇用の創出や地域経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。

日本においては、今年 7 月、ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、既存のギャンブル等依存症も含めた抜本的な対策が今後進められることになったところであり、本市としても地域が取り組むべき対策を検討してまいります。

国においては、IR による社会的影響への不安を払拭するために、世界最高水準のカジノ規制と対策等を講じるよう進められているところであり、本市におきましては海外事例なども参考に、事業者や北海道との連携により、実施すべき取り組みを具体的に検討していきたいと考えております。

今後も引き続き、市民セミナーや出前講座等により、本市の国際リゾート構想について、丁寧に説明を続け、市民理解の促進を図ってまいります。

1 1 業者の営業に多大な影響を与える消費税増税・複数税率・インボイス制度に反対する自治体決議を上げること。

【回答】（産業経済部商業振興課 担当）

来年10月に予定されている消費税増税につきましては、社会保障や子育て関連の財源として、安定的な税収確保を目的に国が進めているところであります。本市におきましては、増税の影響を踏まえた国の政策等について引き続き情報収集を図ってまいります。